

(表 面)

岐阜県収入証紙納付書兼岐阜県手数料納付確認書
(建築許可、認定等)

令和7年10月1日現在

建築主 氏名			
建築場所 (地名地番)			
納付金額		円	
納付金額の算定式 (認定で算定式を用いる場合)			
建築許可等		金 額	
☐ 建築物の敷地と道路との関係の制限特例認定 (法第43条第2項第1号)		27, 000円	
☐ 建築物の敷地と道路との関係の制限特例許可 (法第43条第2項第2号)		33, 000円	
☐ 公衆便所等の道路内における建築許可 (法第44条第1項第2号)		33, 000円	
☐ 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外許可 (法第53条第4項、法第53条第5項、 法第53条第6項第3号)		33, 000円	
☐ 仮設興行場等建築許可 (法第85条第6項)		120, 000円	
☐ 特別仮設興行場等建築許可 (法第85条第7項)		160, 000円	
☐ 用途変更興行場等一時使用許可 (法第87条の3第6項)		120, 000円	
☐ 用途変更特別興行場等一時使用許可 (法第87条の3第7項)		160, 000円	
☐ 卸売市場等の特殊建築物の位置の許可 (法第51条ただし書)		160, 000円	
☐ 日影による中高層建築物の高さ制限の許可 (法第56条の2第1項ただし書)		160, 000円	
☐ 用途地域における建築等許可 (法第48条第1項～第14項、第16項)		1. 利害関係者の意見聴取及び建築審査会の同意を要しないもの 120, 000円 2. 建築審査会の同意を要しないもの 140, 000円 3. 1及び2以外のもの 180, 000円	
☐ 総合的設計一団地内建築物制限特例許可等 (法第86条第3項)		建築物数＝2 238, 000円 建築物数≧3 {238, 000＋(建築物数－2)×28, 000}円	
☐ 総合的設計建築物制限特例許可等 (法第86条第4項、法第86条の2第2項、第3項)		建築物数＝1 238, 000円 建築物数≧2 {238, 000＋(建築物数－1)×28, 000}円	
☐ 上記以外の建築許可		160, 000円	
建築認定		金 額	
☐ 建築物等仮使用認定 (法第7条の6第1項第1号、第2号、 法第18条第38項第1号、第2号)		120, 000円	
☐ 総合的設計による一団地の建築の特例認定等 (法第57条の2第1項、法第86条第1項)		建築物数＝2 78, 000円 建築物数≧3 {78, 000＋(建築物数－2)×28, 000}円	
☐ 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定等 (法第86条第2項、法第86条の2第1項)		建築物数＝1 78, 000円 建築物数≧2 {78, 000＋(建築物数－1)×28, 000}円	
☐ 複数建築物の認定の取消等 (法第57条の3第1項、法第86条の5第1項)		{6, 400＋認定区域建築物数×12, 000}円	
☐ 上記以外の建築認定		27, 000円	
納付方法		☐ 証紙	☐ キャッシュレス決済
受付 年月日	※ 年 月 日	番号	※ 第 号

収入証紙貼付欄は、裏面です

岐阜県収入証紙貼付欄

- (注意)
- この納付書兼確認書は、岐阜県に対する建築基準法の規定に基づく許可、認定等の申請手数料を貼付等する際に使用するものです。
 - 岐阜市、大垣市、各務原市に申請する場合は、それぞれの指定様式を使用してください。
 - 建築基準法に基づく確認、完了検査の場合は別様式を使用してください。
 - ※印の欄以外は、申請者が確実に記入してください。
 - 収入証紙は高額証紙を使用し、枚数はできるだけ少なくしてください。
 - 収入証紙は、申請者(納入者)において消印しないでください。

表面に必要事項を記入してください。